

福岡県公報

令和七年五月二十三日
第五百九十七号
増刊
①

目次

規則 (第三十号・第三十一号)

○福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(環境保全課) ……………一

○福岡県漁業調整規則の一部を改正する規則

(漁業管理課) ……………一

規則

福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和七年五月二十三日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県規則第三十号

福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則

規則

福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則(平成十五年福岡県規則第三十五号)の一部を次のように改正する。

第三十一条中「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改める。

第九条第二項中「計量法」の下に「(平成四年法律第五十一号)」を加える。

別表第一第二号イの表六価クロム化合物の項中「〇・五ミリグラム」を「〇・二ミリグラム」に改め、同号ロの表大腸菌群数(単位 一立方センチメートルにつき個)の項中「大腸菌群数」を「大腸菌数」に、「一立方センチメートルにつき個」を「一ミリリットルにつきコロニー形成単位」に、「三、〇〇〇」を「八〇〇」に改める。

別表第二中「第十四条関係」を「第十四条関係」に改め、同表第一号備考一中「鉍

山保安法」の下に「(昭和二十四年法律第七十号)」を加え、同号備考二中「電気事業法」の下に「(昭和三十九年法律第七十号)」を加え、同号備考三中「ガス事業法」の下に「(昭和二十九年法律第五十一号)」を加える。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡県漁業調整規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和七年五月二十三日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県規則第三十一号

福岡県漁業調整規則の一部を改正する規則

福岡県漁業調整規則(令和二年福岡県規則第六十二号)の一部を次のように改正する。

第五十条に次の一項を加える。

2 前項の規定による命令を受けた者は、通信の妨害その他の当該命令に係る電子機器の機能を損なう行為をしてはならない。

第五十七条第一項中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同項各号中「者」を「とき」に改める。

第五十八条中「者」を「ときは、当該違反行為をした者」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第五十七条第一項の改正規定(「懲役」を「拘禁刑」に改める部分に限る。)は令和七年六月一日から施行する。

(経過措置)

2 前項ただし書に係る改正規定の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。